

第78回全国植樹祭高知県実行委員会 会則（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、第78回全国植樹祭高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、第78回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、森林資源の循環利用の意義と木の良さを普及啓発して、幅広い世代による森林保全や緑化活動への参加と木材利用につなげるとともに、本県の自然や歴史、文化、食の魅力を全国に向けて発信することを目的とする。

（事 業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2）関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）全国植樹祭の式典行事、植樹行事に関すること。
- （4）全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- （5）全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- （6）その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

（構 成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、高知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、開催地市長、公益社団法人高知県森と緑の会理事長をもって充てる。
- 4 委員等は、関係機関、関係団体及び学識経験者等からなり、別表第1に掲げる役職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 顧問は、全国植樹祭の運営方針に関し助言するものとする。
- 6 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言するものとする。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第16条の規定により、実行委員会が解散する日までとする。

2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者についてはこの限りでない。

3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により委員等に報酬及び旅費を支給するときは、報酬については高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の例に準じて支給するものとし、旅費については高知県職員の例に準じて支給するものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会及び専門委員会とする。

(総 会)

第9条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに監事、顧問及び参与をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長を務める。

3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) 専門委員会に付託する事項に関すること。

(5) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。

7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第 10 条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第 3 項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(専門委員会)

第 11 条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。

3 専門委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。

4 専門委員等の任期は、会長が定める。

5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。

6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。

7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 12 条 実行委員会の事務を処理するために、第 78 回全国植樹祭高知県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を高知県林業振興・環境部林業環境政策課内に置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第 5 章 経費及び会計

(経 費)

第 13 条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第 14 条 実行委員会の事業計画及び予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、高知県の例に準ずるものとする。

第 6 章 解散

(解 散)

第 16 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決をもって解散する。

(残余財産)

第 17 条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高知県に帰属させるものとする。

第 7 章 補則

(一部権利の委任)

第 18 条 会長は、代理人を置き、実行委員会が受ける負担金の申請、請求及び報告にかかる権利の一切を代理人に委任する。

2 代理人は、事務局長をもって充てる。

(解散後における事務の処理)

第 19 条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、高知県林業振興・環境部林業環境政策課（引き継ぎ課を含む。）において処理する。

(その他の委任)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 7 年 9 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表第1（第4条関係） 実行委員会

職名	区分	所属	役職
会長	県	高知県	知事
副会長	市町村	高知市	市長
	森林・林業	公益社団法人高知県森と緑の会	理事長
委員	国	林野庁四国森林管理局	局長
		環境省中国四国地方環境事務所	所長
		国土交通省四国地方整備局	局長
	市町村	高知県市長会	会長
		高知県町村会	会長
	学識経験者	国立大学法人高知大学	教授
		高知県公立大学法人高知工科大学	教授
		高知県公立大学法人高知県立大学	教授
	森林・林業	高知県森林組合連合会	代表理事会長
		一般社団法人高知県木材協会	会長
		高知県素材生産業協同組合連合会	代表理事
		一般社団法人高知県森林整備公社	理事長
		高知県種苗緑化協同組合	理事長
		一般社団法人高知県山林協会	会長理事
		高知県林業改良普及協会	会長
		一般社団法人高知県森林土木協会	会長理事
		一般社団法人四国林業土木協会	会長
		土佐林業クラブ	会長
		一般社団法人日本造園建設業協会 高知県支部	支部長
		一般社団法人高知県造園業協会	代表理事
	農業・漁業	高知県農業協同組合中央会	代表理事会長
高知県漁業協同組合連合会		代表理事会長	
経済	高知県商工会議所連合会	会頭	
	高知県商工会連合会	会長	
	高知県中小企業団体中央会	会長	
	高知県商店街振興組合連合会	理事長	
	土佐経済同友会	代表幹事	

	宿泊・観光	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		公益財団法人高知県観光コンベンション協会	専務理事
	輸送	一般社団法人高知県バス協会	会長
		土佐くろしお鉄道株式会社	代表取締役社長
		四国旅客鉄道株式会社 高知企画部	部長
		高知県ハイヤー・タクシー協議会	会長
	建築	公益社団法人高知県建築士会	会長
	教育・文化・福祉	高知県小中学校長会	会長
		高知県高等学校長協会	会長
		高知県私立中学高等学校連合会	会長
		高知県特別支援学校長会	会長
		一般社団法人高知県子ども会連合会	会長
		社会福祉法人高知県社会福祉協議会	会長
		高知県連合婦人会	会長
		高知県文化協会	会長
	県	高知県	総合企画部長
		高知県	総務部長
		高知県	観光振興スポーツ部長
		高知県	林業振興・環境部長
		高知県	土木部長
高知県教育委員会		教育長	
高知県警察本部		本部長	
監事	県	高知県	会計管理者
	市町村	高知市	会計管理者
顧問	県議会	高知県議会	議長
		高知県議会商工農林水産委員会	委員長
参与	報道	株式会社高知新聞社	代表取締役社長
		株式会社朝日新聞社高知総局	総局長
		株式会社毎日新聞社高知支局	支局長
		株式会社読売新聞大阪本社高知支局	支局長
		株式会社時事通信社高知支局	支局長
		株式会社日本経済新聞社高知支局	支局長

	一般社団法人共同通信社高知支局	支局長
	日本放送協会高知放送局	局長
	株式会社高知放送	代表取締役社長
	株式会社テレビ高知	代表取締役社長
	高知さんさんテレビ株式会社	代表取締役社長
	株式会社エフエム高知	代表取締役社長